

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	年金生活者支援給付金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	年金生活者支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号)」および「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を年金生活者支援給付金の支給に関する事務にて取り扱う。 ①年金生活者支援給付金の請求 品川区役所で手続きをした基礎年金請求者は、年金生活者支援給付金も併せて請求する。請求書は日本年金機構へ送付する。また、すでに基礎年金の受給資格があり、世帯変更や所得額の更正により新たに給付金の対象となった方の請求を受付する。品川区役所で受付可能な方は、第1号被保険者期間のみを有するまたは、障害基礎・遺族基礎を受給している方に限られる。 ②日本年金機構への所得情報提供 年金生活者支援給付金を受けるには一定の所得制限があり、品川区は日本年金機構へ所得情報の提供を行う。支給対象者を確定するために、日本年金機構本部→国保中央会(国保連合会)→品川区役所の順で支給対象候補者のデータが回付される。回付されたデータをバッチ処理にてシステム内データと突合し、回付されたデータに所得情報を収録する。品川区役所→国保中央会(国保連合会)→日本年金機構本部の順でデータを回付する。日本年金機構本部は回付されたデータをもとに支給対象者を確定させ、新たに支給対象となる方へ請求書を送付する。請求書を本人が日本年金機構へ提出することで支給が決定する。また、上記の方法で所得情報を提供できなかった場合は、日本年金機構から区あてに公用請求されるので、その都度紙媒体にて対応する。
③システムの名称	国民年金システム

2. 特定個人情報ファイル名

所得情報提供ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条の2 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康推進部 国保医療年金課
②所属長の役職名	国保医療年金課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区 健康推進部 国保医療年金課 国民年金係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・区民から提出された届書書類に、マイナンバーが記載されているが、マイナンバーを確認できる書類が添付されていない場合、個人情報保護テープで記載されたマイナンバーを塗りつぶすようにしている。 ・誤廃棄を防ぐために、一時的な廃棄箱を経由した時間差廃棄を実施している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民から受理した個人番号入りの申請書類は、庁舎で一時保管の後、セキュリティ確保のため、職員が直接持参する形で、所管の組織へ移送している。その際、情報許可持出申請書と特定個人情報持出記録簿を作成している。	

變更箇所

[illegible]